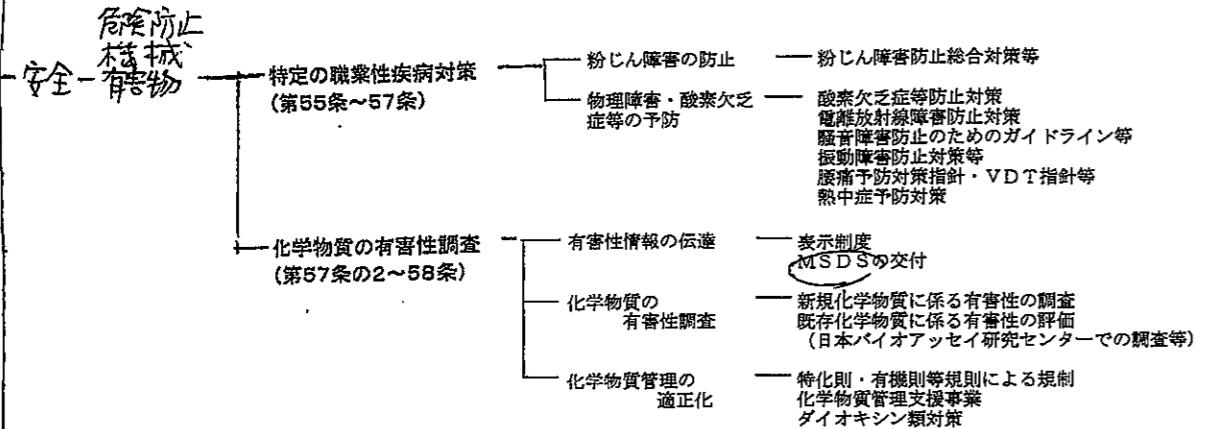


労働災害防止計画の策定 — 第10次労働災害防止計画
(平成15年度～19年度の目標)
①死亡災害の減少傾向の堅持、年間1500人を下回る
②労働災害件数の20%減少
③じん肺、職業がん等の職業性疾病の減少、酸欠症、CO中毒等の撲滅
④過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の着実な減少

労働衛生管理体制の確立 — 事業所における労働衛生管理活動の推進
(総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医、衛生委員会)



作業環境管理の推進
(第65条～65条の2)
— 作業環境測定及びその結果評価、作業環境改善
— 作業時間、作業量等の適正化、作業姿勢の改善
— 保護具の使用等
— 健康管理の推進
(第66条)
— 特殊健康診断の実施促進
— 優良な労働衛生機関の育成
— 労働衛生教育の実施
(第59条～63条)
— 総括管理

健康対策
— 健康保持増進対策
(第70条の2～71条)
— 健康の保持増進
— 自殺予防対策
— 心身両面にわたるトータルな健康づくり
— 職場におけるメンタルヘルス対策
— 過重労働による健康障害防止
— 過重労働による健康障害防止のための総合対策
— 虚血性心疾患、脳血管疾患等に対する対策
— 二次健康診断給付事業
— 産業保健活動の活性化
— 都道府県産業保健推進センター
— 地域産業保健センター

快適職場対策
(第71条の2～71条の4)
— 快適職場形成の普及啓発・相談等
— 快適職場
— 都道府県労働局長による快適職場推進計画の認定
— 喫煙対策
— 地域産業保健センター、産業保健推進センター
— 職場改善用機器等整備事業
— 小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業
— 中小企業等に対する巡回健診診断
— 小規模事業場産業保健活動支援促進事業
— (産業医共同運営事業)
— 中小規模事業場健康づくり事業
— (ステップアッププラン)
— 労働者の健康保持増進及び職業性疾患の
— 方便市多摩区長尾6-21-1) 病因・診断・予防等に関する総合的調査研究

五十
16.9.28
金

表3 労働安全衛生法

第1章 総則
目的(第1条)
定義(第2条)
事業者等の責務、労働者の協力(第3～4条)
共同企業体についての適用(第5条)

第6章 労働者の就業に当たっての措置
安全衛生教育「雇入れ時等の教育、特別教育」(第59条)
職長等の教育(第60条)
危険有害業務従事者に対する安全衛生教育(第60条の2)
就業制限(第61条)

第2章 労働災害防止計画
労働災害防止計画(第6条)
変更、公表、勧告(第7～9条)

第3章 安全衛生管理体制
【個別の使用従属関係に着目した安全衛生管理組織】
総括安全衛生管理者(第10条)
衛生管理者(第12条)
安全衛生推進者等(第12条の2)
産業医等(第13条)
作業主任者(第14条)
【調査審議機関】
衛生委員会(第18条)
安全衛生委員会(第19条)
【下請混在作業関係に着目した安全衛生管理組織】
統括安全衛生責任者(第15条)
元方安全衛生管理者(第15条の2)
店社安全衛生管理者(第15条の2)
安全衛生責任者(第16条)
【教育】
安全衛生業務従事者に対する能力向上教育(第19条の2)

第7章 健康の保持増進のための措置
作業環境測定(第65条)
作業環境測定の結果の評価等(第65条の2)
作業の管理(第65条の3)
健康診断(第66条)
自発的健康診断の結果の提出(第66条の2)
健康診断の結果の記録(第66条の3)
健康診断の結果についての医師等からの意見聴取(第66条の4)
健康診断実施後の措置(第66条の5)
一般健康診断の結果の通知(第66条の6)
保健指導等(第66条の7)
健康管理手帳(第67条)
病者の就業禁止(第68条)
健康教育等(第69条)

第7章の2 快適な職場環境の形成のための措置
事業者の講ずる措置(第71条の2)
快適な職場環境の形成のための指針の公表等(第71条の3)

第8章 免許等
免許(第72条)、免許の取消等(第74条)
免許試験(第75条)

第9章 安全衛生改善計画等
労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント業務(第81条)
労働衛生コンサルタント試験(第83条)

第10章 監督等
労働衛生指導医(第95条)

第11章 雜則
法令の周知(第101条)
健康診断に関する秘密の保持(第104条)

第12章 討則
違反行為者・事業者(第116～122条)

五十
16.9.28
金